

平成31年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成31年2月13日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成31年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月13日（第1号）

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
会議に付した事件	3
議事等の経過	
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	5
副議長の選挙	5
議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正 について	8
議案第2号 平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第1号）	9
議案第3号 平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計補正予算（第2号）	11
議案第4号 平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	15
議案第5号 平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計予算	18
議案第6号 監査委員の選任同意について	22
議案第7号 監査委員の選任同意について	22
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	24
議長の辞職について	25
議長の選挙	26

平成31年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

平成31年2月13日 水曜日

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

開会及び閉会の日時

開会 平成31年2月13日 午後1時00分

閉会 平成31年2月13日 午後2時01分

出席議員（26人）

1番	盆野明弘	3番	藤井信雄
4番	竹野兼主	7番	山路茂
8番	中島清晴	9番	伊藤敬三
10番	渡邊清司	11番	亀井秀樹
12番	水谷進	13番	川合滋
15番	西口昌利	16番	浜口一利
17番	濱重明	18番	吉田桂治
20番	大森秀俊	22番	伊藤好博
25番	栗田康昭	26番	城田政幸
27番	久保行男	28番	世古口哲哉
29番	小林保男	30番	辻村修一
31番	中村順一	32番	元坂明
34番	尾上壽一	35番	大畑寛

欠席議員（9人）

2番	岡幸男	5番	藤本亨
6番	中山裕司	14番	加藤千速
19番	竹内千尋	21番	岩田佐俊
23番	水谷俊郎	24番	石原正敬
33番	小山巧		

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 青木博光 書記 橋本英幸
書記 浦野真幸

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前 葉 泰 幸	副広域連合長	森 智 広
副広域連合長	加 藤 隆	副広域連合長	西 田 健
監査委員	山 路 昭 人	事務局長	長 江 英 明
会計管理者	浦 出 寛 治	次長兼総務企画課長	勝 田 秀 貴
事業課長	山 本 正 美	事業課副参事	大 田 政 雄
事業課主幹	太 田 公 孝	事業課主幹	福 井 一 仁

議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙
- 第6 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について
- 第7 議案第2号 平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第3号 平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第4号 平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10 議案第5号 平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第6号 監査委員の選任同意について
- 第11 議案第7号 監査委員の選任同意について
- 第12 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

会議に付した事件

議事日程（第1号）

第1～第12	議事日程のとおり
追加	議長の辞職について
追加	議長の選挙

議事等の経過

○書記（青木博光君）

書記の青木と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年11月に開催いたしました平成30年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、桑名市の渡邊清司議員でございます。

○議員（渡邊清司君）

はい。よろしく願いいたします。（拍手）

○書記（青木博光君）

続きまして、明和町の世古口哲哉議員でございます。

○議員（世古口哲哉君）

世古口です。よろしく願いします。（拍手）

○書記（青木博光君）

本日欠席の御連絡をいただいておりますが、伊勢市の中山裕司議員を御紹介させていただきます。

なお、御浜町の大畑覚議員におかれましては、任期満了となりましたが、再度選出されております。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは、平成31年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、水谷議長よろしく願いいたします。

午後1時00分、開会

○議長（水谷進君）

皆さん、こんにちは。

議長の水谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は、26名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

本日は、平成31年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の一部改正が1件、平成30年度の補正予算が2件、平成31年度の当初予算が2件、監査委員の選任同意議案が2件の計7議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後1時02分、開議

○議長（水谷進君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（水谷進君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第107条の規定により、議席番号4番、竹野兼主議員、議席番号25番、栗田康昭議員を指名いたします。

○議長（水谷進君）

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

伊勢市の西山則夫議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（水谷進君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（水谷進君）

日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号29番、小林保男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小林保男議員を副議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小林保男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小林保男議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

この際、御挨拶があればお伺いいたします。

○副議長（小林保男君）

ただいま副議長にご指名いただきました、大台町の小林でございます。

皆様の御協力を賜りまして精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、皆様の御指導をよろしく願います。（拍手）

○議長（水谷進君）

ありがとうございました。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成31年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

さて、皆様御存知のとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度として、平成20年4月に開始され、10年を経過し、被保険者に配慮した幾つかの特例措置や運用面での改善を行い、制度は定着してきています。

他方で、高齢化や医療の高度化等により高齢者の医療費が増大する中、後期高齢者医療制度についても社会保障審議会における議論を踏まえ、医療制度を持続可能なものとしていく観点から、必要な改善を図っていく必要があります。

このことから、国において、平成29年度から低所得者等に対する保険料軽減特例措置や高額療養費制度の見直しが実施され、平成30年度からは保険料所得割の軽減が廃止され、本年10月からは均等割の軽減措置が見直されようとしております。

そのような状況の中、全国の後期高齢者医療広域連合で組織する、全国後期高齢者医療広域連合協議会から、昨年11月、厚生労働大臣に対し、低所得者に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討すること、また、やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する負担軽減施策と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、きめ細かな激変緩和措置を講ずるよう要望したところです。

次に、保険者として、被保険者の方々が安心して医療を受けられる制度、持続可能な安定した制度となるよう適切な運営に努めてまいります。

運営に当たっては、まず、年々増加する医療費を抑制するため、医療費の適正化対策を推進いたします。

その取り組みとして、被保険者の健康の保持・増進を目的としました医科健康診査を引き続き実施するとともに、平成29年度から本格実施しました歯科健康診査についてもさらなる受診率の向上を目指してまいります。

また、昨年4月より新たにスタートしました第2期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき、ジェネリック医薬品のさらなる利用拡大や健診により異常値が検出され、その後受診されていない方々への受診勧奨等を推進してまいります。

さらに、国においては、身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、認知

機能や社会的な繋がり低下といった多様な課題や不安を抱えている高齢者の方々への、介護予防やフレイルの防止、疾病の重症化予防等の効果的な実施を行うべく、現在、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、事業の推進を図る旨検討されており、今後、具体的な指針が示されましたら、構成市町の御協力をいただきながら事業を推進してまいりたいと考えております。

最後に、保険料についてでございます。

平成31年度は、2020年度及び2021年度分の保険料率改定に向け、その算定作業を行います。

保険料率の算定にあたっては、医療給付費等の支出経費やそれに伴う収入などを的確に試算した上で、財政収支に係る剰余金などを活用し、被保険者の負担が極力少なくなるよう保険料率の増加抑制に努めます。

今後も保険料の適正な賦課を行うため、被保険者の正確な所得情報の把握に努めるとともに、収納については、市町と広域連合が連携した収納対策により、なお一層の収納率の向上に努め、被保険者間の負担の公平性を維持してまいります。

以上、平成31年度における広域連合の運営について申し述べましたが、当広域連合といたしましては、今後も引き続き被保険者の皆様をはじめ、住民の皆様のお理解をいただけるよう各市町、国、県及び関係機関と緊密に連携し、事業運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、温かい御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

○議長（水谷進君）

それでは、会議を続けます。

日程第6、議案第1号三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正については、当広域連合の情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会は、三重県町村会を代表事務局として、各団体と委員共同利用による運営を行っているところであります。

今般、三重県町村会から両審査会の効率的な運営を目的に現在2年である情報公開・個人情報保護審査会の委員任期を3年に改正したい旨の申し出があったため、任期を改正しようとするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（水谷進君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水谷進君）

日程第7、議案第2号、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第2号について御説明申し上げます。

平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,367万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、次長兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○議長(水谷進君)

次長兼総務企画課長。

○次長兼総務企画課長(勝田秀貴君)

議案第2号、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

恐れ入ります。資料番号⑤の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、571万8,000円の減額で、時間外手当等の減額及び実績見込みの減によるものでございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、4万1,000円の減額で、補助対象となる運営協議会開催経費の減額によるものでございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、317万2,000円の増額で、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、9,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項、雑入、第1目、雑入は、1万3,000円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、37万1,000円の減額で、議員の報酬、費用弁償及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、218万7,000円の減額で、主なものとしたしましては、時間外勤務手当及び通勤手当の減額のほか、13ページ、14ページの前年度繰越金の地方財政法に基づく2分の1の財政調整基金への積立によるものでございます。

第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、3万3,000円の減額で、

監査委員報酬及び費用弁償の減額見込みによるものでございます。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（水谷進君）

以上で説明が終わりました。
本件についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第2号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水谷進君）

日程第8、議案第3号、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第3号について御説明申し上げます。

平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億6,222万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,159億6,298万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、次長兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○議長（水谷進君）

次長兼総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（勝田秀貴君）

議案第3号、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

資料番号⑥の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、9,546万1,000円の減額で、積立金を除く一般管理費の減及び前年度負担金精算分の財源充当等による事務費等負担金の減額によるものでございます。

第2目、保険料等負担金は、2億2,234万4,000円の減額で、保険料軽減額の減に伴う保険基盤安定制度負担金の減額によるものでございます。

第3目、療養給付費負担金は、3,895万5,000円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、7億7,434万円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

第2目、高額医療費負担金は、5,368万8,000円の増額で、対象となる80万円を超える医療費の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、24億382万2,000円の減額で、健康診査事業に必要な補助金のうち、次の第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金で交付できない分などが特別調整交付金により財政措置されるものの、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う普通調整交付金の減額によるものでございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億4,041万3,000

円の減額で、健康診査事業補助金の一部が先ほどの特別調整交付金により財政措置されることに伴う減額によるものでございます。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1万6,000円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金で、国の財政措置が継続されたことに伴う増額によるものでございます。

第6目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、495万7,000円の増額で、補助対象経費が発生したことによるものでございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、2億5,811万3,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

第2目、高額医療費負担金は、5,368万8,000円の増額で、対象となる80万円を超える医療費の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、15億3,463万2,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額によるものでございます。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、111万円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、8億7,508万8,000円の減額で、前年度繰越金による財源調整の結果、基金からの繰入額を減額するものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、84億149万6,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第10款、諸収入、第2項、預金利子、第1目、預金利子は、253万1,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額によるものでございます。

第3項、雑入、第2目、第三者納付金は、9,000万円の増額で、第三者行為損害賠償金の増額によるものでございます。

第3目、返納金は、2,000万円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等返還金の増額によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、6,653万5,000円の減額で、主に新電算処理システム機器更改導入作業委託料の減額によるものでございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、4億5,649万7,000円の減額で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費等の実績見込額の減によるものでございます。

第2目、療養費は、2,790万6,000円の減額で、補装具、鍼灸、あんま、マッサージ、柔道整復等の療養費の実績見込額の減によるものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第4目、審査支払手数料は、3,375万4,000円の減額で、レセプト審査件数の実績見込みの減によるものでございます。

第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、1億6,193万8,000円の増額で、自己負担限度額を超えた場合に被保険者に支給する高額療養費の実績見込額の増によるものでございます。

第2目、高額介護合算療養費は、354万4,000円の減額で、これは後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が一定金額以上になった場合に被保険者に支給するもので、実績見込額の減によるものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、900万円の減額で、葬祭費支給件数の実績見込みの減によるものでございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、888万5,000円の減額で、平成30年度拠出金の確定に伴う減によるものでございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、1,328万6,000円の減額で、健康診査受診対象者数の減によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第2目、その他健康保持増進費は、122万2,000円の減額で、健康診査事業の啓発関連委託料の契約差金等によるものでございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金は、28億2,091万9,000円の増額で、前年度実績確定による国庫支出金等の精算に伴う返還金の増によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（水谷進君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第3号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水谷進君）

日程第9、議案第4号、平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第4号について御説明申し上げます。
平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億43万7,000円とするもので、前年度と比べ、417万2,000円の増額であります。
詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（水谷進君）

事務局長。

○事務局長（長江英明君）

議案第4号、平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号⑦の7ページ、8ページをお願いいたします。歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1億9,585万2,000円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、454万2,000円の計上で、住民、医療関係者等の意見を聞く場として設置しております運営協議会に要する費用等に対する補助金でございます。

第3款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、財政調整基金の運用利息でございます。9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金は、1,000円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項、雑入、第1目、雑入は、3万9,000円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、77万3,000円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、1億9,877万9,000円の計上で、主なものといたしましては、職員1名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、臨時職員3名分の賃金、15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システムの保守点検などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金、補助及び交付金でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2項、選挙費、第1目、選挙管理委員会費は、13万円の計上で、選挙管

理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、25万5,000円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償、出納検査などの会場使用料でございます。

第4款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（水谷進君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（水谷進君）

日程第10、議案第5号、平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号について御説明申し上げます。

平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,165億5,197万3,000円とするものであります。前年度と比べ、29億5,206万1,000円の増額で、医療給付費の伸びが主な要因であります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、70億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（水谷進君）

事務局長。

○事務局長（長江英明君）

議案第5号、平成31年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号⑧の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、8億5,659万5,000円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目、保険料等負担金は、211億8,641万1,000円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。

第3目、療養給付費負担金は、169億8,437万5,000円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律、以下高確法と言いますが、第98条で定められた定率の負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、509億5,312万5,000円の計上で、高確法第93条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、9億4,910万7,000円の計上で、高確法第93条第2項で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、180億1,683万2,000円の計上で、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億5,835万9,000円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、医療費適正化等推進事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、8億5,530万6,000円の計上で、低所得者等の保険料軽減措置に係る交付金でございます。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1,000円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、169億8,437万5,000円の計上で、高確法第96条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、9億4,910万7,000円の計上で、高確法第96条第2項で定められた負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項、財政安定化基金支出金、第1目、財政安定化基金交付金は、1,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、870億6,812万3,000円の計上で、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、4,221万1,000円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、事業運営基金の運用利息でございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、11億3,803万6,000円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るため、繰り入れるものでございます。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款、県財政安定化基金借入金、第1項、県財政安定化基金借入金、第1目、県財政安定化基金借入金は、1,000円の計上で、県財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料、第1目、延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1,000円の計上でございます。

第2項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第3項、雑入、第1目、違約金及び延納利息は、1,000円の計上でございます。

第2目、第三者納付金は、3億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目、返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分の返還金でございます。

第4目、雑入は、1,000円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、6億4,229万3,000円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金、補助及び交付金などがございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、2,092億5,127万4,000円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担金でございます。

第2目、療養費は、15億1,583万7,000円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3目、移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目、審査支払手数料は、4億4,523万2,000円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、20億549万9,000円の計上で、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目、高額介護合算療養費は、2億1,635万4,000円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給

するものでございます。

第3目、高額療養費（外来年間合算）は、7,200万円の計上で、外来療養に係る年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、8億2,170万円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給されるものでございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、8,567万8,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、5,070万7,000円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、12億201万5,000円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、1,479万6,000円の計上で、主なものとしたしましては、市町が行う在宅者への訪問歯科健診等の推進事業や人間ドック、脳ドック事業などに対する補助金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款、公債費、第1項、公債費、第1目、一時借入金利子は、291万7,000円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、還付加算金は、42万円、第2目、保険料還付金は、2,500万円の計上でございます。

第3目、償還金は、1,000円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第8款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（水谷進君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（水谷進君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（水谷進君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（水谷進君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（水谷進君）
日程第11、議案第6号、監査委員の選任同意について及び議案第7号、監査委員の選任同意についての2議案を一括議題といたします。
なお、地方自治法第117条の規定による除斥についてですが、議席番号6番、中山裕司議員は本日欠席されておりますので、御報告申し上げます。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

- 広域連合長（前葉泰幸君）
議案第6号及び議案7号について一括して御説明申し上げます。

監査委員の選任同意については、代表監査委員の山路昭人委員の任期が平成31年3月31日に満了することになっております。

また、議会議員のうちから選任する監査委員については、議員任期の関係上、現在空席となっております。

つきましては、識見を有する者の中から選任する監査委員に、松原克也氏を、議会議員のうちから選任する監査委員に中山裕司議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、松原克也氏は、津市職員として長年勤務し、現在は株式会社伊勢湾ヘリポート監査役であります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（水谷進君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより議案第6号及び議案第7号の2議案について、一括して採決を行います。

議案第6号及び議案第7号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第7号は、同意することに決定いたしました。

○議長（水谷進君）

日程第12、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

三重県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員については、お手元に配付いたしました名簿のとおり、津市の後藤久氏、四日市市の渡邊八尋氏、木曾岬町の服部正美氏、紀宝町の木下起查央氏を、同補充員に、津市の磯部憲夫氏、四日市市の小林慶太郎氏、木曾岬町の鈴木光春氏、紀宝町の西川玲子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人として定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷進君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が、選挙管理委員会委員及び同補充員

に当選されました。

なお、補充員の補充の順序については、先ほどの指名の順序のとおりといたしますので、御了承願います。

また、当選人に対しましては、文書を持って当選告知を行うことといたします。

○議長（水谷進君）

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

自席で、しばらくお待ちください。

午後 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 5 4 分 再開

○副議長（小林保男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に水谷進議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

なお、地方自治法第 1 1 7 条の規定による除斥のため、水谷議長は退席されておりますので、御報告申し上げます。

議長の辞職願を議会書記に朗読させます。

○書記（青木博光君）

議長辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成 3 1 年 2 月 1 3 日。三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長様。三重県後期高齢者医療広域連合議会議長、水谷進。

○副議長（小林保男君）

お諮りいたします。

水谷進議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、水谷進議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

退席中の水谷議員の入場を許可いたします。

前議長、水谷議員から御挨拶がございます。

○議員（水谷進君）

議長職を辞するにあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

昨年の11月定例会におきまして、議員各位の御賛同を得まして当議会議長の職に就かせていただき、誠にありがとうございました。

本日の定例会をもって議長職を退任することとなりますが、この間、大変短い期間ではありましたが、皆様方の大きな御協力によりまして当議会の円滑、円満な議会運営はもとよりその職責を果たせましたことに重ねて感謝と御礼を申し上げます。

簡単ではございますが、議長職退任の御挨拶とかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林保男君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、渡邊清司議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、渡邊清司議員を議長の当選人として定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡邊清司議員が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました渡邊議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

渡邊議員、議長就任について、御挨拶をお願いします。

○議長（渡邊清司君）

どうも皆様、改めましてこんにちは。

先ほど皆様の御推挙によりまして、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議長を務めさせていただくこととなりました、桑名市議会の議長の渡邊清司でございます。

何分微力ではございますが、皆様の御協力のもと、円滑な議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林保男君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代します。

渡邊議長、議長席に御着席願います。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長（渡邊清司君）

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

平成31年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時01分閉会